

臨床社会学の方法

(46)自発的参加者を対象にした地域社会におけるDV加害者対応

中村 正

1. 任意かつ自発的な参加者を対象にした加害者プログラム始動

加害者対応について、ようやく国が動き出した。2024年度から自治体を実施する加害者プログラムへの国庫補助がスタートした。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」は、2001年、議員立法により成立した法律である。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害と定義し、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された。しかし加害者対策は当時から現在まで社会的合意がなく、法律第25条でその在り方について調査研究を行うと定めるだけだった。ようやくその域を脱することになった。ずいぶんと時間がかかった。

ここ数年、内閣府の加害者対策を具体化する委員会で座長を務めてきた。2019年度からは京都府が単独で加害者対策を実施し、それを立命館大学人間科学研究所の臨床社会学プロジェクトが受託し、暴力加害に関する男性問題の個人相談とグループワーク事業を行ってきた。自治体が先行していたのだ。国が動き出したことの意義は大きい。もちろん助成金補助という形態で自治体任せにすることもよくないが、司法が加害者

対策に積極的ではない段階で、いつまでも放置しておくわけにはいかないと考え、地域社会のなかで加害者プログラムを実施できる体制を整えることとして現行法の枠内ですでにぎりぎりの内容を詰め、委員会は文書をまとめ、国が判断した。司法の変化を待つのではなく地域社会でのプログラム提供を先行させることとなった。動きを加速させるために2024年2月に自治体向け研修を内閣府主催で行ない、講師をつとめた。巻末に参考として掲載した「共同参画」という冊子にその様子が紹介されている。その箇所を引用しておく。

新たな基本方針におけるポイント

◇加害者プログラムの実施の推進等

○ 加害者プログラムは、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるもの

○ 国は、加害者プログラムの実施を推進する

○ 都道府県等は、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい

<研修講義の内容>

令和6年2月9日に実施した研修では、DV加害者に対するアプローチに御知見をお持ちの中村正立命館大学大学院人間科学研究科教授（開催当時）と田村伴子一般社団法人WERC理事に講義をしていただき、都道府県等の担当者約百人が受講しました。

中村教授は、社会病理学、臨床社会学を御専門とされ、

「脱暴力」という観点から理論と実践の両面で加害者問題に取り組む研究者です。「DV 被害者支援の一環としての加害者プログラムとは」と題した講義では、御自身が京都府からの委託を受けて実施されている加害者プログラムも紹介しながら、主に以下の点について述べられました。

- 公的な相談機関にはつながらない（被害者支援を求めない）被害者の配偶者の中には、地域社会内では葛藤を抱えつつ子どものためにも思いながら、なんとか社会生活を送っている場合も多い。こうした配偶者は、加害者プログラムを通じた働きかけが奏功する対象者であることから、受講を勧めることに、意味も効果もある。DV 防止法による支援から距離を置いてサバイブしている被害者への支援の一環としても加害者対応が機能するという意味である。
- それぞれの加害者に合った「テラーメイド」の脱暴力支援計画と伴走型のプログラムの実施が重要かつ有効である。加害者向けのソーシャルワークはないのだから、加害者プログラムがそこに存在することに意味がある。
- 刑罰のようにプログラム受講に強制性を持たせることではない形での「脱暴力のシステム」が地域社会内で構築されることが急務である。

これは内閣府 HP からダウンロードできる。

2024 年度は、京都府、群馬県、神奈川県、横浜市、宮崎県が国庫補助を得て加害者プログラムを実施している。今年度より大学の研究プロジェクトが受託するのではなく、私が代表理事となり創業した一般社団法人 UNLEARN が受託している。この経過を紹介した「公明新聞」（2024 年 8 月 14 日付）を巻末に掲げておく。

この DV 加害者プログラムへの参加は任意である。司法が関与していないので、強制力はない。また、配偶者暴力相談支援セ

ンターをはじめとする被害者支援の仕組みとも連動していない。パラレルに並んでいだけである。また、同じ家庭内暴力である子ども虐待や高齢者虐待にはソーシャルワーカーやケアマネジャーが配置され、ケースを扱うことに比べると、DV には被害者であれ加害者であれ、対応するソーシャルワーカー等はいない。さらに、DV 防止法は男女間暴力・配偶者間暴力なので男性の DV 被害者支援も同じフレームで実施できるが、男性の暴力被害者が相談を躊躇することもあり事例は少ない。さらに女性加害者向けのプログラム開発はまだできていないので、この課題は今後に委ねることになる。こうした事情であるが、とりあえず地域社会で男性加害者の脱暴力のために活動する民間団体と協働する仕組みが動き出した。

現在は、諸外国にあるようなプログラム受講命令・参加命令制度は未整備である。これは保護命令制度と不可分で、刑事司法と連携したダイバージョン制度（刑罰に代替する措置）がないと始動できない。司法が関与しているからこそプログラム参加が現実味を帯びる。とはいえ、制度化されると、加害者プログラムに動機付けられていない男性たちが参加する。「刑罰のようにプログラム受講に強制性を持たせることではない形での『脱暴力のシステム』が地域社会内で構築されることが急務である」と研修会で述べたのはそういう意味である。ダイバージョン制度と紐づかないところから加害者プログラムを展開することになる。任意参加者だから適度に動機づけられた男性たちといえる。『テラーメイド』の脱暴力支援計画と伴走型のプログラム「加害者向けのソーシャルワークはないのだから、

加害者プログラムがそこに存在することに意味がある」と話したことも同じ背景である。加害者の全体からすれば一部の対象者でしかないが、まずはこの層の変容を可能にする加害者プログラムであることを目指す。ある程度、動機のある層の加害者と脱暴力へと協働できなければさらに動機付けられていない加害者へのアプローチは難しい。任意の参加者であるということは自発的な相談者であることを意味する。しかし、それは「いやいや、しぶしぶ」という面もあり、また、妻や子どもや親族に言われて来談していることもあり、さらに動機を高めるための働きかけが鍵となる。まずは地域社会のなかでボトムアップ型の脱暴力の機会ができたということになる。

2. ジェンダーと個人の責任をつなぐ関係性の社会病理

次に、加害者プログラムの基本となる諸点を整理しておきたい。まずは社会の責務（これまで加害者対応を放置してきた共軛関係もある）と暴力を振るう個人の責任の取り方の双方を見据えた加害者対策の基本理念が大切である。DVや虐待をはじめとした対人暴力について、ジェンダーが作用しているとして社会的要因に重きを置くと、個人の問題として現出する暴力の行為責任が後景に退いてしまう。ましてや免責されていくことがあってはならない。ジェンダーは社会学的なアプローチなので、個人の責任をいかに位置づけるかという課題は残る。しかし、「加害者臨床」として個人の問題にすることも重要だが、心理化・病理化する弊害もある。したがって、社会的なも

のと個人的なものの統合がテーマとなり、心理臨床的なものとしてではない個人への働きかけが男性相談を端緒として体系化されていくことになる。

類似のことは刑事事件でもある。情状鑑定を依頼されることがあるが、犯情と情状のあいだでこのことを考える。同じテーマ性をもつ。これまで「治療的司法」として紹介してきた。司法という社会制度が個人への治療的アプローチ（問題解決）をいかに組み込むかという課題である。刑事裁判における量刑判断は行為責任主義に基づくので、一般情状は参考に過ぎないという意見もある。あくまでも犯情が刑の基本となる。被疑者被告人の生育歴や心理社会的事情はあまり重視されない。とはいえ、一般情状を無視するわけにはいかない。なぜなら社会との共軛関係があるからだ。介護殺人等、情状が前景化する事案もある。情状を考慮した方が社会も安心できるからだ。このような場合は社会が共軛関係にあるといえる。また、逆に社会的な課題がその行為に織り込まれていることを指弾できる面もある。

これらは行為責任主義と治療的司法、そして社会病理の交差する点である。加害者対策という社会政策や制度構築と、暴力を振るう個人への問題解決のための実践の統合ということが絶えず問われている。

ジェンダーの視点に関わり、さらに加味して考えなければならないことがある。それは女性によるDV加害や同性カップル間の暴力である。UNLEARNの相談にも男性被害者やゲイカップルが来談する。男性性ジェンダーだけが要因ではないということになる。これは親密な関係性あるいは二者関係という相互作用の特性を考慮に入れる

べき課題である。もちろん男性に多い暴力だが、ジェンダー要因の比重は大きいがそれ以外の要因も複合し、統合されて個人の行為として現出するのが家族の対人暴力である。そうした親密な関係の典型として、家族という再生産領域がありそこで生成するという把握が必要だと考える。このテーマは暴力の再生産や連鎖、加害者への同一化、親密な関係性がはらむ高度な葛藤、アタッチメント問題等という事態の把握である。例示すれば、ガスライティング、トラウマテックボンディング、ストックホルムシンドローム、モラルハラスメント、関係コントロール型暴力等の「関係性の社会病理」を扱う概念がここに関係している。情状はこの点に関連しており、「関係性の歪みや振れ」がテーマとなる。この点はすでに論じたこともあるが、男性性ジェンダーだけを問題にするのではない立論として本格的に展開してきた。しかしここでは男性相談という枠のなかでの議論なので、今回は男性性ジェンダー問題を中心に扱うことにする。

行為責任主義を起点にしつつ、社会的要因を加味するが、それを関係性の歪みとして考慮するということになる。しかも免責とならないような水準で社会病理を扱い、脱暴力論を根拠づけていくことになる。

そのために、(1)男性性ジェンダーに関わる暴力の遍在と偏在（その男の暴力行為と背景にある男性性ジェンダーをきちんと扱うこと）、(2)男性性ジェンダーが行為者の無意識の内言のように作用している暗黙理論、(3)マジョリティがジェンダーのことを考えなくてもよいから生まれるマイクロアグレッション等の社会と個人に関わる概念を紹介してきた。

これらの概念は加害者プログラムを組み立てる際に不可欠となる。同じように男性相談論を構築することにも役立っている。理論を社会に実装し、事例から理論を豊かにする往還が可能となり、アカデメイアの役割は大きい。

ジェンダーに由来する暴力として男性問題を論じる場合は、社会構造に宿るジェンダー秩序を論じること、つまり社会的要因を指摘することになる。特に性暴力や性虐待はジェンダーの視点が不可欠となる。

しかし、その行為をした個人の責任は大きい。行為者の責任を追求し、個別の更生相談をすることは、この対人暴力は無くすことができる課題であることを意味する。対人暴力は無くせる課題だからである。個々の加害者の行為責任があること、男性すべてが暴力を振るうわけではないこと、女性の加害者の把握を念頭に置かなければならないことから分かる。ジェンダーは社会構造に行き着くが、対人暴力の克服は個人の次元から構築し、関係性の社会病理を視野に入れて克服のために実践できるという意味である（この点は、「臨床社会学の方法(36)暴力の文化—Micro Action for Violence-Free プロジェクト構想—」として論じた。対人暴力は無くすことができる）。女性の加害はジェンダーの立論だけではない要素を求めているので、関係性を射程に入れ、アンラーンという視座からプログラムを組むことにした。

こうした観点から、ジェンダー作用を含めた「関係性の社会病理」に由来する習慣的行動としての暴力からの脱学習を重視し、「心理-社会的教育モデル」とした。具体的には次のような取り組みを2019年度から

展開してきた。

まず、「暴力のアンラーン unlearn のための学校」と男性たちに紹介している。「学び忘れ」があるし、暴力を問題解決の手段として選択してきた、つまり学習してきたと捉える。男性性ジェンダー作用により間違っただけで学習してきたので、それをアンラーンする場と意味づけている。そして人生の再著述に向かうためのライフストーリーワークの場としている。一種の夜間中学(3年)であり、なお継続して定時制高校(3年)が必要だと指摘し、時間がかかると示唆している。運営はゼミナール方式としている。1クールは月に2回のグループワークを8回行う。3クール実施(1年間で24回)。クールとクールの間には個人面談をとおしてリフレクションする。可能な男性はパートナーコンタクトもおこなう(後述)。被害者支援の一環としての加害者対応という点を重視した取り組みとしている。ファシリテーターとコ・ファシリテーター、記録係、そして初期面接・連絡担当の合計5名(女性1男性4)で行っている。2024年6月現在で2グループ稼働中である。1グループは加害男性5名程度としている。グループワークに参加するため、動機形成と課題整理を兼ねて5回の個人面談を先行させる。2023年度では、24歳から74歳の男性が、実人員では40名の個人相談と14名がグループワーク参加した。

3. 脱暴力への変容を促すための対話的協働の視点

- ① 被害者支援の一環としての加害者対応であることの意味

この点について UNLEARN では、第1に、加害者プログラム参加男性のうち、被害者の了承を得られた場合、パートナーコンタクトを実施している。これが実施できるのは別居中の夫婦の場合が多い。これは夫婦間調整ではない。男性相談やグループワークでは男性の話を聞いているが、概ね現状や経過の説明としては「羅生門的現実」であることが多く、問題の理解にはずれがある。女性相談や被害者相談の経験のある女性スタッフがパートナーコンタクトを担当している。これまでの経験から、パートナーコンタクトそれ自体が被害者支援のようでもあるし、被害者像が画一的であってはならないことをこちらが学習することが多い。端的には「脆弱な被害者」ではなく力を持った被害者像が浮かび上がってくる。配偶者暴力相談支援センター等公的な相談にはのっていない人たちばかりである。知人・友人、親族には相談している。なかには弁護士に相談している人もいた。加害男性がみている妻の姿とは異なる様子が見えてくる。被害者理解の大事さを思う。

第2はよく似た点であるが、被害者理解についてである。ここは肝心の点であるが、男性たちはエンパワーされた被害者像が理解できないことがある。一般論として、力をつけた女性たちを疎ましく思うことがある。保護命令制度、シェルター、DV相談のカウンセリング、被害者支援に関わる弁護士たちにマインドコントロールされているのではないかというのだ。家出を継続したり、生活費を要求したり、保護命令を申請したりするような妻ではないのにともいう。別居が長くなると被害者は力強くなることもある。自立のためにエンパワーしているこ

と対比していえば、加害者プログラムが並行して何をすべきなのかという問題提起となる。

第3は、主語を妻や子どもにして考えてみることを重視している。出来事のエピソードをたくさん出してもらい、その出来事を分析していくこととしている。その際に、被害者の視点から出来事をみるようにすすめる。加害者目線での思考が抜けきれない語りにはマイクロアグレッションが散見される。とくに暴力的な出来事に謝罪をする場合、この点の深まりや視野転換がないと意味をなさない。「できればよりを戻したい」、「プログラムに来てこんなに努力している」という自分中心の思考が強いのでこれを払拭したい。

第4は、視野の転換である。男性たちはことを早く進めようとする傾向がある。被害者という他者がいるにもかかわらず、反省している、謝罪したい、話をしたい、努力している等として自分中心に問題解決に向かいたいという。自分のペースでことを運びたいと思っている。長い夫婦生活というコンテキストを見ながら関係性のあり方から問題を掘り起こしている妻や子どもと、暴力的な出来事中心で、点としてのエピソードを語る男性との溝がある。「図」としての身体的な暴力に関心を寄せる男性と、「地」としての暮らし方や習慣的な文脈を問題にしている女性の異なりともいえる。

② 非対称な関係における暴力であることの理解

長く連れ添った熟年夫婦が顕著にこの非対称性のなかを生きてきたし、妻は子どもが成長する時を見計らって別居を申し立て

るが、男性が気づかずに生きてきたという構図で考えると、出来事としての身体的暴力はなくても、長い間、家族のために生きてきた妻役割からの解放を望んでいる様子が見えてくる。

また、身体的暴力の程度がひどい場合は、子どもが小さくても離婚を選択することがあり、調停と並行しながらグループワークに参加する男性もいる。離婚になる場合、男性の心理的ストレスも深刻になり、加害者うつ的な状況になる。こうした場合は、グループワークに参加すること事態が困難になるが、つながりとしては大事なので連絡を取るようになっている。同じ家族のなかを生活していても、家族の現実や男性の暴力性の認識についてはずれが大きい。女性からすると彼の日常生活の営み方それ自体に暴力性を感じている。

以前にも紹介したがこんな事例がある。二人が恋人同士だったころ、ドライブをしていた。夜、何かの小動物を轢いたような衝撃があり助手席にいた彼女が車を止めて確認したいと言った。彼は無視して走り続けた。車の点検をしたり、もし何かの動物が死んでいたら保健所に連絡したり、路肩に寄せておいたりといろいろなことをすべきだと思った。このときの違和感がいつまでも残ったと語る。どうしてか。将来、結婚して子どもができたら大丈夫だろうかと思ったのだという。私は「生命の感受性の異なり」と名づけた。ほかにもこうした違いはたくさん語られる。

加害男性から相談に来て気づいたとして語られることもある。たとえば子どもの発達障害の受容のことがある。父親がなかなか認めないのだ。妻は発達相談に行かせた

い。夫は、子どもは多動で元気な方がよく、いつかは成長とともに収まるといって取り合ってくれない。子どもが発達障害かどうかというよりも、子どもの行動の特性を案じる妻がいて、そのことを理解してほしいと思うだけなのに、いきなり決めつけることへの不満が溝をつくっていく。妻はせめて夫婦で話をしたいと思っているだけだがそんな時間はないので無理だというばかりだ(中村正「加害者の変容可能性をひきだすための対話」『精神科看護』50(3)、23-29、2023-03 精神看護出版、中村正「ハラスメント加害者の更生はいかにして可能か—加害者への臨床心理社会的な実践をもとにして考える」『日本労働研究雑誌』2019年11月号、No.712)。

非対称性をつくるジェンダー作用もあり、関係性を組む以前に、生きることの姿勢やかたちに異なりがある。そうした差異を前提に、相互に異なる者同士がうまく関係を組んでいければよいし、相互に修正していくことができる関係であればパートナーシップは豊かになる。その関係の異なり方と、社会が保持する関係の非対称としての、典型はジェンダー秩序であるが、権力性がそこに環流している。さらに夫婦として家族を成していくと社会制度へと固着していく。子育てが加わると再生産の制度として関係がさらに固着していく。非対称な関係性が、個人同士の相互作用から始まり社会を支える相互作用へと展開していく。その権力性の発言の結果としてDV等暴力が生成する。これを加害者プログラムは解除していく役割を担うことになるので、エピソード分析を行う際にも必ず組み込むべき視点としている。

③ 関係コントロール型暴力として把握すべきこと

関係コントロール型暴力は、ヨーロッパの最近のDV理論に由来する。英国等では暴力の定義を変更している際に用いられている理論である。身体的、心理的、言語的、性的な暴力として把握することが通例であるし、日本のDVや虐待対応でもこの定義が使われている。高齢者虐待はここに経済的搾取も加わる。暴力の一般的定義が変更されてきている。

関係コントロール型暴力論はそれらに共通する、人格への支配について把握するものである。英語では、*coercive control* である。強制的なコントロールという意味であるが、私なりの訳である。暴力の類型に着目する特性づけではなく、関係性の次元から暴力を把握しようとするものである。

その対話から、関係コントロール型暴力の特徴をまとめると次のようになる。(1)相手との関係において「操作性の強さ」への無自覚さあるいは当然視がある。(2)暴力にいたったのは理由があるという。相手にも問題があるからだという。「他罰性と責任転化」である。(3)非対称な関係性における「服従化の心理の活用」がある。これは無意識のジェンダー作用のもとで当然視している日常生活の運営の仕方として現出している。(4)相手に対して「読心性(マインドリーディング)の喚起」を期待する。「察しろ」という意識や態度である。(5)「歪んだ愛着」が形成されやすいこと(あいつは俺がいなければやっていけない、特に経済的にはそうだと思う等)。(6)人格を攻撃する。事実上、他者としての尊重ではなく、価値剥奪的で地位降格的な関わりがある。モラルハラス

メントである。(7)「被害者の自責の念を強化」させるようなコントロール、つまり私も悪いところがあったのかも知れないという攻め立てがあること等である。

また、関係性に宿る暴力性も妻から表明される。該当するエピソードを紹介しておく。私の相談の記録ノート（被害者聞き取り）からである。パートナーコンタクトや虐待の取り組みである男親塾での夫婦面談の記録である。「自分のものを買うときにいつも一緒に付いてくる。僕の好みの女性になってほしいと言う。自分が自分でなくなっていく感じがする」、「交通の便の良くないところに住んでいるので本当は免許が欲しい。必要なのに、免許を取らせてくれない。運転が下手だからって言う。だからいつも彼の車で行動することになる」、「習い事をしていると言うと、それは男性から教わるのかって聞いてくる」、「同窓会に行くと言うと嫌な顔をする」、「DVを受けているのに彼という方が安全だと思えるような意識になったことがある。実家に逃げていると追いかけてきたり、メールが頻繁に入ったりするので結局一緒にいることで落ち着くから」、「今日は何をしていたのかといつも聞いてくる」、「『死んでやる』。と言われると別れられない。元の関係に戻ることが多い」という。関係コントロールの諸相が暴力に先行して存在している。

④ モラルハラスメントだったことを理解していく

こうした関係性の社会病理を視野に入れると、身体的な暴力という出来事だけではなく、そこに至る一連の過程が見えてくる。加害者プログラムに参加する男性たちはモ

ラルハラスメントを探索のキーワードにして、UNLEARNのプログラムに漂着することが多い。夫婦としての相互作用の様態を示す言葉としてモラルハラスメントは男性には受け入れられている。モラルハラスメントはフランスの精神科医、マリー＝フランス・イルゴイエヌが提起したものである。加害者が相手を不安に陥れるためによく使う方法として定式化されている。相手の意見や趣味、考えを嘲弄し、確信を揺るがせる、相手に言葉をかけない、人前で笑いや悪口を言う、他人の前で悪口を言う、釈明する機会を奪う、相手の欠陥をからかう、不愉快な仄めかしをしておいて、それがどういうことか説明しない、相手の判断力や決定に疑いをさしはさむ等が紹介されている（マリー＝フランス・イルゴイエヌ著・高野優訳『モラル・ハラスメント』紀伊国屋書店、199年）。

同じような内容として、加害者研究や暴力研究ではかなりの蓄積がある心理的暴力という概念がある。たとえば次の4つの特徴を指摘する研究がある。

第1は、「パートナーの自己イメージや自尊心を傷つける」ことである。たとえば、怒鳴る（下品な言葉、軽蔑的な言葉、卑下した言葉で言及する）、外見や行動に関して貶める、友人や家族の前で恥をかかせたり、困らせたりする（子供の感情を害したり、疎外しようとする）。とても批判的である（否定的である）、嘲笑する、感情を無効にする（非難によって個人の責任にする）、その人の行動ではなく、性格に焦点を当てて批判する等が例示されている。

第2は、「受動攻撃的に感情的なサポートや養育を拒む」ことである。たとえば、回避

や引きこもり、不機嫌な態度、無言での対処、辛らつな不作為、ネグレクト、感情放棄（自暴自棄）等の懲罰的使用である。受動性は無視や放置であるがそれが脅威になることを示す概念が受動攻撃性である。

第3は、「脅迫的な行動」である。身体的に傷つけたり、傷付けたり、殺すぞという脅迫（離婚しろ、子どもを取り上げるという強圧的な脅迫）、嘘や不貞行為、無謀な運転や行動をとること等である。UNLEARNの相談で出てくるが、「死んでやる」と仄めかすこともこれに該当する。

第4は、「個人の領域や自由を制限する」である。たとえば、友人や家族からの孤立、ストーカー行為や居場所の確認、日記や電話の記録の無効化、パートナーの就労や通学、または自分一人で何かをすることの妨害、関係における意思決定の支配、パートナーの金銭の管理、パートナーによる電話の使用の妨害、車の鍵の取り上げや車の使用不能化、性役割のステレオタイプ化、性別および／または婚姻関係に基づくパートナーの選択肢の支配、自己の権利意識または所有意識である。

これらは日常的な関係コントロール型暴力の典型であり、モラルハラスメントと類似の暴力性をもつ (K. Daniel O'Leary, Roland D. Maiuro.(2001).Psychological Abuse in Violent Domestic Relations, Springer, p.xi)。

他にも、「彼は私の時間を監視し、私の居場所を点検する。彼は私たちのお金を使い、重要な経済的決定を私に相談しない。私の友人に嫉妬したり、疑ったりした。私が他の男と浮気していると非難した。他の家族との関係に口出しをした。私が自活するのを邪魔しようとした。携帯電話を使うのを

制限された」というアセスメントに活用されている整理もある

(Jennifer L. Hardesty and Kimberly A. Crossman, Megan L. Haselschwerdt, Marcela Raffaelli and Brian G. Ogolsky, Michael P. Johnson, Toward a Standard Approach to Operationalizing Coercive Control and Classifying Violence Types, in Journal of Marriage and Family, 77 (August 2015): 833-843)。

モラルハラスメントと心理的暴力は、関係性と相互作用に焦点を合わせて身体的暴力とは異なる面を把握しようとする概念である。エピソードを紹介してもらいこうした面を取り出すこととしているが、男性は、その事件の詳細を述べないことも多く、どうしても衝突としてのものを投げる等の物理的暴力や身体的暴力の記憶に傾斜しがちである。氷山の下に隠れている部分にある相互作用の経緯については語りが少ない。もちろんそもそもモラルハラスメントや心理的暴力を把握する語彙が男性たちには少ないこともあり、現実がクリアになりにくい。個人相談やグループワークではモラルハラスメントの諸相をクリアに伝える言葉を教示する。

⑤ 暴力を肯定する思考があること-暗黙理論の存在

脱暴力への過程は、そう簡単ではない。これまで暴力的であった生き方の特性が、脱暴力過程にも反映される。たとえば、解決を急ぐこと、問題解決について自分で決めてしまうこと、もう自分は大丈夫と思い込み相談に来なくなること、「離婚してやる」と言うこと、相手も悪いと述べる等である。したがって、暴力の出来事それ自体というよりも、暴力を含んで成立している彼の日

常生活という生態学的な環境や行動のシステム、つまり関係性の組成の仕方自体を対象にして脱暴力を検討していくことになる。特に暴力を肯定する文脈を探ることを狙っている。「凶」としての暴力事件だけではなく、「地」としての、コントロールを無自覚に包含する彼のマイクロ環境へと降り立っていく。

犯罪心理学研究では言い訳や正当化を対象にして、それらを暗黙理論として整序し、定式化している。暴力を振るう者の日常生活や生きてきた軌跡に由来する意味づけのことである。またこうした暗黙理論が生成してくる過程には、暴力を振るう者の虐待の履歴をみることが出来る。生育過程において学習してきた結果と考えられる。つまり暴力の連鎖、憎しみの連鎖が暗黙理論として彼のなかに構築されている。だからといって現在の暴力の責任を減じることはできない。こうした言い訳・正当化の研究は、DVや虐待にも応用できる。具体的には、言い訳・正当化の説明行動の研究を、加害のナラティブ、暴力の文化、虐待的パーソナリティ、認知行動的な特性把握、動機付け研究、暴力の社会臨床論等としてとらえ、それらを対人暴力研究として統合し、さらに狭義には加害者臨床、広義には暴力臨床の対象を確定していく作業にすることが出来る。私は、暴力加害の実践を支えるセオリーを説明の語彙と言葉、つまり内なる声として存在している暗黙理論として抽出し、実践の慣行として機能しているものととらえる。とりわけ問題解決行動のなかに編み込まれていて、その総体が「個人の理論」として構成されている動態を掴むことを目指している。

以前、次のような暗黙理論をとりだし、詳細に考察したことがある。(1)「今月の生活苦しいのよね。」はどう聞こえたか、(2)「暴力はコミュニケーションである。」が意味すること、(3)「俺は正義である。」と考えている、(4)「アルコールが入っていて、頭が真っ白になったから。」と理由づける、(5)「ささいなことだったんです。」と言い始める、(6)「相手が俺を殴らせる。」—彼は独自の被害者像をもっている、の諸点である。これらは、事前に準備されていた「内なる声」としての動機という面と事後的に取り繕う「説明」という面がある。行動における二重性であり、両面とも文化によって提供される言語行為である。

なかでも親密な関係性における暴力行動は、葛藤を解決する過程で用いられるその人の対人関係における問題解決の習慣的な行動でもあるので、そこで使われる言い訳・正当化は動機として語られるが、それは、結果をとりつくろう事後の説明という面が文脈構成として存在している。それをきちんと聞き取ることがその後の脱暴力の臨床実践にとっては大切となる(中村正「暴力臨床論の展開のために—暴力の実践を導く暗黙理論への着目—」『立命館文学』立命館大学人文学会 編(646)、559-545、2016-03立命館大学人文学会)。

暗黙理論の掘り起こしを通して省察が深まる。氷山の下に沈んでいる暴力を肯定し、少なくとも否定しない無意識の実践的行動指針となっている様子を言語化していくのが加害者プログラムである。被害者からみた被害の内実としての関係性と相互作用の歪みのようなものを可視化させるということになる。暗黙理論として整序していくことでモラルハラスメントの実体が自らのラ

イフストーリーのなかに存在していたことに気づいていく。

⑥ 男性性ジェンダー作用

男性性ジェンダー作用は背景にある要因として暴力生成に関係している。

その特徴をまとめておこう。(1) 暴力を振るわれてもそれに耐えて対応してきた男性的な克己の過程があり、それを乗り越えてきたと意味づけている。(2) 男性が暴力被害を受けることは男性性ジェンダーからすると恥辱的なので、沈黙へと被暴力体験を幽閉している。しかしそれは単なる沈黙なので被暴力体験の辛さ等は封印しており、トラウマ的な体験の傷つきは回復していない。(3) 男性性ジェンダー作用は、こうした過程を自負できることでもあると考えさせ、自分の息子に乗り越えることを推奨することになりかねない。そうした体罰はさらに息子を暴力的な男性に仕立てあげおそれがある。三代続く連鎖となる。男性的な生き方を鼓舞することに暴力体験が存在している。(4) したがって、暴力は男性として生きていく上での資源として機能している。(5) あるいは男性的な人生にとっての通過儀礼として成長のための源泉にもなると考えている。(6) また、競争として、暴力という形態ではなく別の攻撃性へとエネルギーを展開していくものとして男性性ジェンダー作用が無意識のうちに刻み込まれている。

被虐体験を「乗り越えた」と自負しているライフストーリーのなかに暴力肯定の意識と態度が入り込んでいる。これを拭い去ることは自己否定のように思えると心情吐露した男性がいた。また、グループワークで象徴的な発言に遭遇した。グループワークでア

ファーマーセッションすると批判的になる男性がいた。アサーションに馴染めない男性である。褒めると嫌がる男性もいた。「あなたは私を褒めるに値するのか」と私にマウンティングをしている。男性性ジェンダーは脱暴力にとってもアンラーンしておきたい対象となる。

⑦ 父の影-再生産のこと

自分の父親と同じようなことをしているとすべての男性が話す。暴力の再生産の告白である。「男であること、関係性の再生産(暴力の連鎖)、気づきと再学習」という要素を脱暴力化支援としてグループワークでは重視している。男性の加害者の自己認識としての父親から受け継いでいるものがあることを暴力のライフストーリーワークとして扱い、連鎖の切断をプログラムに組み込む。

言葉を変えると、体罰を肯定し実行している思考と行動のフレームがあることを理解する取り組みである。三代にもわたる連鎖は父親らしさの追求の結果である。暴力の再生産になっていることへの気づきを促す。暴力を受けて育つ子どもの内心の研究を紹介することもある。それは自らの成育史にも重なるので自己理解となる。自分の子どもにもさらに連鎖をさせるとさらにその子どもにも影響がでるという研究も紹介し、三代連鎖を食い止める意味を理解していく。現在の子育てに過去の育ちの軌跡や意味づけが反映されている。とくに男性性ジェンダー役割が媒介していることもあり、行動のレパトリーを増やすことができるように学習をすすめる。特に重要なことは、グループワークとしてやってい

るので他の男親の努力が話されることを熱心に聴いて学ぶことになる。男親塾はサークル型の治療共同体なので、こうしてグループダイナミクスが発揮される。選択肢を増やすと楽になるという男親がほとんどである。非対称な関係性の象徴は暴力によるコントロールなので、それを止めることだけでも家族システムは健康になる。養育力の向上の前に脱暴力は大前提となるという組み立てであり、グループワークをとおしてそれを達成する。

⑧ 身体的暴力の意味

家族システムのなかで男性のもつ有形力の行使は破壊的な役割を果たす。いかなる理由があろうとも物理的身体的な暴力は、他人にすれば犯罪ともなりうる。加害男性からすれば家族だからという枠付けもあるが、相談に来る男性たちはこの点の理解はある。また、警察の介入も増え、刑事事件になっている男性の相談も増えている。男性たちは有形力の行使としての暴力は認めている。なんといっても怪我やアザという証拠がある。妻は携帯で写真に残すし、自ら通報することもある。力の差異があるので男性の暴力は危険だ。物を投げたりすることもある。壁や家具に当たり散らすこともあるという。リモコンを投げるといふ男性が多い。暴力行使が男性相談にくる契機となっているので、これは更生のための対話の手掛かりになる。

しかし、その加害性の認識という点ではずれが生じる。モラルハラスメント、男性性ジェンダー作用、暴力の再生産と世代間連鎖、暗黙理論等を経由して暴力を正当化することもあり、加害性の認知が暴力の認

知とずれている。相互作用に暴力の発生があるとして他罰性・他責性が噴出する。これは子ども虐待の加害に顕著である。その暴力には理由があるというのだ。DVの場合はジェンダー意識が作用する男尊女卑や女性嫌悪意識も作用する。さらに、問題解決行動や手段として暴力が選択されており、身体がそのように反応する。特に家族だけにそれが発現する場合の理由の理解は本人との対話でも不可欠の課題と位置付けている。

ほとんどの男性は、些細なことから口論が昂じていくのだという。その結果、暴力行使に至るといふ。妻の口論に口論で応じ続けるのではなく、手が出てしまうのだという。身体動作が先行する。男性たちはグループワークでも技術としてのアンガーマネジメントに大変強く反応するが、こうした経過だからだろう。さらにその暴力の仮面を剥いでいくと見えてくるものは何かと対話する(本稿の第55号ではこのことを扱っている。「臨床社会学の方法(43)鏡の背面—他者をとおした欲望の実現—」)。

端的には関係コントロールが生起するのは、支配の欲望ではあるが、その内的動因は、思うようにならない事態への直面であり、それを回避するための暴力となる。妻と子どもはコントロールの対象となる。口論となる時点で彼の怒りの沸点は高くなり、暴力行使の準備段階となる。しかし怒りの感情が暴力を起爆させるのではなく、つまり怒るから暴力が発現するのではなく、暴力を説明するために怒りの感情が動員されるだけであり、行動化する背景にあるものを見つめるために怒りの仮面を剥くことが必要となる。親しい人にしか暴力が向かわないと、やはりその暴力は感情にま

かせてというわけではないことになる(この点については「臨床社会学の方法(32) 怒りが暴力を振るわせるのか-感情を生起させる「憎悪・嫌悪」の構図とアンガーマネジメントの乗りこえ-」第11巻第4号(通巻第44号)2021年3月に書いた)。

⑨ ジェンダーの暴力であること

男性性と暴力の背景には「欲望の構造」がある。(1)社会の中での地位の確認と達成めぐる競争、(2)心理的不全感や不満足にねざして他者への憎悪感情が表出されること、(3)その対象に女性や子どもや周縁化された男性が選ばれやすく差別と抑圧の再生産となること、(4)コントロール感や達成感が欲望されること等である。性犯罪は性的快楽・性的満足と結びつきながら、性欲だけではない支配欲や満足感を得ようとした行為であることは犯罪心理学で共有されている。

暴力を振るうことは、男性にとって、補償的、報復的、劣位回復的でありそのために動員される資源のひとつとして男性性がある。しかし究極のジレンマは弱い立場のものに向かう暴力であることである。力の弱い者に依存している無力さの証しが、対人関係における男性の暴力なのである。もちろん、これは男性の加害についての説明という限定をしなければならぬ。先述したような女性加害者と同性カップルの暴力については別の説明をしなければならぬからである。

4 加害者プログラムに出会っていないければどんな人生になっていたのかと想像してみる

先述したように被虐待体験がありながら、暴力を連鎖させていない男性のライフスト

ーリワーク研究が必要になる。暴力を振るわないことを学習したのだから、その分岐点には何が作用したのかを知ることができるからである。脱暴力を意識化してきた経緯があり、脱学習をした契機を知りたいと思う。子ども虐待の場合は自ら体験した体罰が直線的に影響したのだろうし、DVの場合は父母の関係性と相互作用の仕方からパートナーシップのあり方を学習したことになるのが連鎖なので、自らの子育て態度やパートナーシップの組み立て方を、暴力的ではないものとして選択した人たちの脱学習(アンラーン)の過程に学ぶことになる。もちろん加害の男性たちも、こうしたグループに参加する過程では、任意の選択として脱暴力への学習を開始したことを意味する。ようやく分岐点が訪れたということになる。

諸外国のように参加命令制度があり、ダイバージョン制度があるところでは強制的な分岐点設定となる。動機形成としては「強いられる動機」である。しかし日本の場合にはそれとは異なる任意で自発的な参加者なので、分岐点を自ら選択したことになる。これはかなり重要な立ち位置である。もちろん任意参加者とはいえ、保護命令も受け、離婚を提起されている男性もいるので、任意性は高くないこともあるが、それでも選択した相談者であるので動機としては重視する。

この点を深く掘り下げ、動機を維持していく対話としては、その物理的・身体的暴力の出来事は偶然ではないことへの理解を促すことである。加害男性の思考や意識からすれば、早晩、どこかの時点で発生する出来事は必ずである。つまり保持していたリスク

が発現したと考えていく。「事故」としての偶発的な身体的物理的ではなく、むしろ「事件」として形成され、いつかは起こるかもしれないリスクがあったと示唆する。リスクの理解は過去に向けてではなく未来へと向かう問いである。

さらにこの加害者プログラムに参加していなければどうなっていたらどうかと想像することを促す。暴力が連鎖しなかった人たちの経験知をここに環流させていく。次の諸点が重要だと考えている。(1)規範の内面化、(2)他者としての尊重、(3)親密な関係性の結び方、(4)家族以外の重要な他者の存在、(5)家庭教育とは異なる学校教育の影響、(6)反暴力の社会啓発の効果、(7)ジェンダー平等政策の影響等であり、加害者プログラムに活かすこととなる。

そして、グループワークなので他の男性の経験に学ぶことになる。長くグループワークに参加している人は4年目となっている。任意参加をとおして脱暴力へと歩みだした先人となる。夜間中学のような大人の学びをとおして脱暴力をしつつある先ゆく仲間としてピアサポート的な活躍をして欲しいと思える男性が複数いる。「脱暴力の連鎖」になるだろう。

もし加害者プログラムに出会わずそのままの生活であったらどうなっていたらどうかという問いは、脱暴力のライフストーリーワークへの歩みを確固たるものにするための想像力に働きかけようとする問いである。この問いは半ば自然に暴力を含んだあるいは肯定する、少なくとも否定しない生活があり、そうした習慣的行動からの脱出には意識的な脱暴力への実践とこれまでの習慣

からの脱学習が必要なことを意識化するための問いである。これまで一般に、DV、虐待、いじめ、ハラスメント等の対人暴力研究においては、被害者に向けて暴力が選択されたものであるという言い方で加害を説明する傾向があるが、暗黙理論、暴力神話、無意識のバイアス、マイクロアグレッション(善意の暴力)等、本稿が紹介してきた概念は、暴力が自然に身についていることを重視し、そこからの脱暴力こそが選択されるべきなのだという主張である。これはさらに別に論じていくことにする(参考文献:*The Voice: The Journal of the Battered Women's Movement*, Fall 2011., Is Domestic Violence a "Choice?" No, not exactly..., Phyllis B. Frank and Chris S. O'Sullivan, A publication of the National Coalition Against Domestic Violence, www.ncadv.org)。

中村正(立命館大学) 社会病理学・臨床社会学
2024年8月31日受理

『公明新聞』(2024年8月15日付)

加害者プログラムの受講者に語りかける要原理事長(手前)＝横浜市市内



DV 配偶者や恋人など親密関係にあるあつた者から受ける暴力。身体への暴力はもろく、相手を支配しようとする行為・言動を指す。配偶者暴力相談支援センターへのご相談数は、2020年度(過去最高)の1万9400件となり、それ以降も高い水準で推移している。子どもの前でのDVは「面前DV」として児童虐待に...

「怒り」の原因と解消法学ぶ

横浜市NPO 受講後、8割が関係修復

「暴力につながる怒り、は自ら選択した思考の結果。思考を切り替えることで怒りや不安を消すことができる」。平日の午後、横浜市にあるNPO法人「DV被害者支援センター」の要原加代子理事長がモニターに向かって語りかけていた。同法人が実施するDV加害者プログラムの一コマだ。

内閣府は今年度から、DV(ドメスティックバイオレンス)加害者の考え方や行動の変容をめざす「加害者プログラム」の全国展開に向けて、実施する自治体への財政支援を開始した。民間団体が行うプログラムの様子を紹介するとともに、内閣府の調査研究事業に携わり、自らも京都府で男性加害者への支援を行う立命館大学の中村正特任教授に話を聞いた。

政府「プログラム」事業に交付金

DV加害者の変容めざす

「暴力につながる怒り、は自ら選択した思考の結果。思考を切り替えることで怒りや不安を消すことができる」。平日の午後、横浜市にあるNPO法人「DV被害者支援センター」の要原加代子理事長がモニターに向かって語りかけていた。同法人が実施するDV加害者プログラムの一コマだ。

私はDV防止法の制定前から、加害者プログラムを調査研究し、その必要性を訴えてきたが、ようやく国が予算を付けて推進する姿勢を示した。これまで避けてきた背景には「被害者から被害を受けたときの行動」に関する調査結果が...

公明、全国展開を後押し

DV加害者プログラムを巡っては、内閣府が2020年度から3年間、一部地域で試行事業を行い、昨年5月に「実施のための留意事項」を策定。今年度から、プログラム事業にも使える...

要原理事長によると、13年間で約1200人が受講し、およそ8割はパートナーとの関係修復につながっているという。

配偶者から被害を受けたときの行動

	相手と別れた	別れたらいいと思うが別れなかった	別れたらいいとは思わなかった	無回答
総数(462)	16.2	40.9	32	10.8
女性(289)	20.1	46.7	23.9	9.3
男性(173)	9.8	31.2	45.7	13.3

※内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書(2024年3月)」を基に作成

「別れていない」「別れていない」内閣府の調査では、配偶者から何らかの被害を受けた人のうち、「相手と別れた」と回答したのは約16.2%。女性は20.1%、男性は9.8%。また、公明党は国への働きかけを強めている。今年5月30日に岸田文雄首相に手渡した提言で加害者プログラムの実施の促進を求め、8月7日に党内閣部会が林芳正副長官に行った政策提言でも「全国展開」を要請した。

暴力の連鎖断ち切る契機に 中村正 特任教授

親に殴られたり、抑圧的な態度で育てられ、ゆがんだ育ちのケースが少なくない。こうした暴力の連鎖を、どこかで誰かが断ち切らなければ、悲惨な事件は、今も繰り返される。これは、児童虐待の加害親にも通じる。

欧米など諸外国では、裁判所がDV加害者に脱力プログラム(受訓命令を出す)が日本には、そうした仕組みがない。プログラムを実施できる団体・人材の育成といった課題はあるが、将来的にはこうした「法的な介入」を早急に進めたい。

要原理事長によると、13年間で約1200人が受講し、およそ8割はパートナーとの関係修復につながっているという。被害者の7割以上「別れていない」内閣府の調査では、配偶者から何らかの被害を受けた人のうち、「相手と別れた」と回答したのは約16.2%。女性は20.1%、男性は9.8%。また、公明党は国への働きかけを強めている。今年5月30日に岸田文雄首相に手渡した提言で加害者プログラムの実施の促進を求め、8月7日に党内閣部会が林芳正副長官に行った政策提言でも「全国展開」を要請した。

内閣府「共同参画」177号(2024年5月、内閣府男女共同参画局)

Topics1

トピックス

DV加害者プログラムの普及に向けて

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図る上で、加害者に働きかけることで自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムは、被害者支援の一環として、重要な取組です。

内閣府では、令和2年度から3か年にわたって、5つの都道府県等の協力を得て、加害者プログラムの試行実施を行い、地方公共団体が加害者プログラムを実施する上での留意事項(注1)を取りまとめました。さらに、令和5年9月に策定した新たな基本方針(注2)では、加害者プログラムについて、「配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるものである」として、その重要性を示しました。また、今後の取組方針として、国は、前述の留意事項を活用した「加害者プログラムの実施を推進する」こととし、都道府県等は、当該留意事項も活用し、民間団体等と連携するなどして、「加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい」としたところです。

新たな基本方針におけるポイント

◇加害者プログラムの実施の推進等

- 加害者プログラムは、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つであり、被害者支援につながるもの
- 国は、加害者プログラムの実施を推進する
- 都道府県等は、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい

(注1)「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」(令和5年5月内閣府男女共同参画局公表)

(注2)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)

このように、加害者プログラムは、調査研究から、更なる知見の蓄積を図りつつ、実践・実施していく段階に入ることとなります。

そこで、内閣府では、令和5年度の事業として、都道府県及び政令指定都市(以下「都道府県等」という。)のDV被害者支援の主管課等の担当者を対象にオンライン研修等を実施しました。

<研修講義の内容>

令和6年2月9日に実施した研修では、DV加害者に対するアプローチに御知見をお持ちの中村正立命館大学大学院人間科学研究科教授(開催当時)と田村伴子一般社団法人WERC理事に講義をしていただき、都道府県等の担当者約百人が受講しました。

中村教授は、社会病理学、臨床社会学を御専門とされ、「脱暴力」という観点から理論と実践の両面で加害者問題に取り組む研究者です。「DV被害者支援の一環としての加害者プログラムとは」と題した講義では、御自身が京都府からの委託を受けて実施されている加害者プログラムも紹介しながら、主に以下の点について述べられました。



DV加害者向けグループワークの様子：中村教授提供

- 公的な相談機関にはつながらない(被害者支援を求めない)被害者の配偶者の中には、地域社会内では葛藤を抱えつつ子どものためにも思いながら、なんとか社会生活を送っている場合も多い。こうした配偶者は、加害者プログラムを通じた働きかけが奏功する対象者であることから、受講を勧めることに、意味も効果もある。DV防止法による支援から距離を置いてサバイブしている被害者への支援の一環としても加害者対応が機能するという意味である。

- それぞれの加害者に合った「テラーメイド」の脱暴力支援計画と伴走型のプログラムの実施が重要かつ有効である。加害者向けのソーシャルワークはないのだから、加害者プログラムがそこに存在することに意味がある。
- 刑罰のようにプログラム受講に強制性を持たせることではない形で「脱暴力のシステム」が地域社会内で構築されることが急務である。

また、田村理事の「被害者支援の観点からDV加害者プログラムについて考える」と題した講義では、主に以下の点について述べられました。

- 避難することを前提とした行政の「one size fits all」(ひとつのサイズ(支援施策)をみんな(すべてのDV被害者)に合わせる)の被害者支援の在り方では、別居後に居所を秘匿することが難しい地域に居住している被害者や、発達特性を持つ子に慣れた学校に通わせ続けたいなど、同居を継続せざるを得ない事情のある被害者に、安全に暮らすための選択肢を示せないことが問題。
- 「DV加害者と同居する選択肢を与えることは危険ではないか」であるとか、「DV加害者プログラムなど効果がないのではないか」といった意見があるが、加害者が多様であると理解することが必要である。任意参加の加害者プログラムで一定の効果が得られる加害者かどうか、加害者の危険度を適切に判断(リスクアセスメント)することが不可欠だと認識している。

- 加害者に「責任を自覚させる」には、その前に、加害者に、暴力的言動は自らで選択してきたと認識させる必要がある。意図した行動(非暴力的言動)を選択している/いくことの実践が必要で、プログラム受講で変わってきた加害者がいた。
- ここでの「責任」とは、被害者との応答の中で構築されることであり、将来的に誰に対しても加害行為をしない等の責任を持つことも含まれる。なので、被害者支援の一環としての加害者プログラムについて、被害者支援側の理解を進めていくことも重要。

本研修の受講者からは、「現在、配偶者暴力被害者に支援できることは、加害者からの避難に限られるという課題があるが、自治体が加害者プログラムをできるようにになれば、被害者の未来の選択肢が増えると考えることができた」、「加害者像は多様であり、それに応じた支援・対応方法を考える必要があることが分かった」などの感想が寄せられました。

内閣府では、本稿で紹介した研修事業等を通じ、加害者プログラムに係る理解の促進に努めています。また、令和6年度には、都道府県に対する交付金の対象事業に加害者プログラム事業を加えました。今後、この交付金の活用状況等も踏まえつつ、加害者プログラムの実施を更に推進していきます。

